道路施設の点検等業務の支援に関する協定書

○○市町村（以下「甲」という。）と公益財団法人鹿児島県建設技術センター（以下「乙」という。）は、以下の協定を締結する。

## （目的）

第１条　本協定は、道路施設（道路法施行規則第４条の５の２に規定するトンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるものをいう。以下同じ。）の点検及び健全性の診断等（以下「点検等業務」という。）の実施に関して、乙が甲に対して支援をする場合の手続について定める。

## （依頼）

第２条　甲は、乙に対して道路施設の点検等業務の発注の代行及び技術的支援を依頼することができる。

２　甲は、前項の依頼をするときは、年度毎に、点検等業務依頼書（別記様式１）を乙に提出するものとする。

## （受諾）

第３条　乙は、甲及び甲以外の市町村から依頼のあった点検等業務を一括して実施することができる。

２　乙は、前条の依頼を受諾するときは、点検等業務受諾書（別記様式２）により、甲にその旨、一括して実施する市町村名及び次条に規定する委託料の見込額を通知するものとする。

## （委託料）

第４条　乙は、点検等業務の一部を第三者（以下「調査業者」という。）へ委託することができる。

２　前項の委託（以下「調査委託」という。）は、やむを得ない事由がある場合を除き、一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しなければならない。この場合において、入札の予定価格の基礎となる金額（以下「設計金額」という。）は、公共事業の積算基準に基づいて算定しなければならない。

３　乙が調査委託をした場合において、甲が乙に支払う委託料は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　甲の道路施設について、乙が調査業者と契約した金額（以下「調査委託金額」という。）

二　甲の道路施設について、発注の代行及び技術的支援に要する経費（以下「事務経費」という。）

４　事務経費は、甲の道路施設に係る設計金額に百分の七を乗じて得た額を上限とする。

５　調査委託金額又は事務経費に千円に満たない端数がある場合は、これを切り捨てることができる。

６　乙は、調査業者と契約をしたときは、遅滞なく、調査業者、調査委託金額及び委託料の見込額を、調査委託事項通知書（別記様式３）により、甲に通知しなければならない。これらに変更が生じた場合も、同様とする。

## （点検等業務の内容の変更）

第５条　甲は、乙と協議して、点検等業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、併せてこれらを変更するものとする。

## （損害のために必要を生じた経費の負担）

第６条　点検等業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が乙の責めに帰すべき事由によらない場合においては、この限りでない。

## （検査及び引渡し）

第７条　乙は、点検等業務を終了したときは、遅滞なく、業務終了届（別記様式４）を甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の業務終了届を受理したときは、その日から１０日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、点検等業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

３　乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

４　第１項及び第２項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。

５　乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、点検等業務に係る目的物を甲に引き渡すものとする。

## （瑕疵担保責任）

第８条　乙は、前条の引渡しの日から起算して１２箇月以内に発見された目的物の瑕疵を甲の指定する期限までに修補するものとする。

２　甲は、前項の暇疵の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

## （委託料の支払）

第９条　乙は、第７条の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、甲に対し委託料の支払を書面により請求するものとする。

２　甲は、前項の書面を受理したときは、その日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

## （秘密の保持）

第１０条　乙は、点検等業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## （調査等）

第１１条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して点検等業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## （その他）

第１２条　本協定に定めるもののほか、点検等業務の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

２　本協定及び細則は、締結の日から効力を有する。

３　本協定に定めのない事項及び本協定に関する紛争については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、証書を２通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自１通を保持する。

平成　　年　　月　　日

甲　○○市

　　市町村長　○○

乙　公益財団法人

　　鹿児島県建設技術センター

　　理事長　○○